

追試験について

やむを得ない事態により、定期試験およびそれに準ずる試験を受験できなかった学生は、下記の要領により、追試験を受けることができます。ただし、届出理由によっては、追試験受験資格を得られない場合もありますので、定期試験およびそれに準ずる試験を受験できないと判明した時点で、経営学部窓口で相談してください。

(1) 受験対象者

理由	必要書類	備考	受付期間
電車遅延	遅延証明書	以下の場合は認めない。 ・通学区間外の経路を利用して遅刻した場合 ・遅れた時間以上の遅延証明書がない場合 (例：試験開始から40分遅れたが、15分の遅延証明しかない場合等) ・試験開始時刻以降の入室を想定した場合	試験実施日当日のみ
病気・怪我	診断書 または 治癒証明書(大学指定書式) (2019年10月15日削除) (コピー不可・試験当日に登校が不可能である旨がわかる記載が必要)	本人の病気・怪我のみ	試験実施日を含め、7日以内 ※ただし、定期試験最終日を受付期限とする(定期試験最終日まで手続きができない場合は、学部窓口へ連絡・相談すること)。
忌引き	会葬礼状	親族二親等(両親・兄弟姉妹・祖父母)の通夜・告別式のみ	
就職活動	氏名・日程等が記載された通知等	採用選考日のみ 説明会は不可	
公務員・教員・資格試験	受験票等のコピー	試験日・訪問日のみ 指定試験合格者奨励金、L・Uキャリアアップ奨励金の該当資格のみ	
体育会	保健体育センター発行の「競技参加による欠席願」		
国体・国家代表等	対象学生の名前が記載されている大会の競技日程等		
教育実習、介護実習、資格課程科目の実習参加日程と重複	実習参加証明書	機関名・実習期間・学生所属・氏名が記載されたもの	

(2) 手続方法

上記の書類を受付期間内に、経営学部窓口を持参し、届け出を行ってください。

また、経営学部 Web 掲示板に具体的日程が掲示された場合は、掲示された期間を手続期間とします。

(3) 受験対象科目

ILAC 科目、専門入門科目 100 番台(情報学入門 I / II を除く)、同 200 番台、各学科専門科目、グローバル・ビジネス / GBP 科目(定期および授業内試験実施科目のみ)、特殊講義、連環科目(法律関係、総合科目のみ)とします。なお、他学部公開科目、グローバル・オープン科目は、開講している学部における取り扱いによります。

(4) 試験方法

ILAC 科目……………原則として追試代替措置(レポート、平常点・出席点による評価など)となります。

専門教育科目・連環科目……………追試験または追試代替措置となります。これらのうち、具体的にどのような方法で行うかは、担当教員に一任されているので、経営学部窓口で指示を受けてください。